

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 10 月 1 日

須賀川市長 橋本 克也

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

上区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 9 月 28 日（当初作成）

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 10 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域での話し合いに基づく農地中間管理機構の活用により、中心経営体が受け手として円滑に規模拡大が進められるようにする。また、中心経営体の法人化も視野に入れつつ、地域の圃場が継続されるよう取り組んでいく。